役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人啓友会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び 第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」とい う。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
 - (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。 報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として、別表1により報酬及び費用弁償費を支給することができる。
 - 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表1により報酬及び費用弁償 費を支給するこができる。
 - 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、 正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報 酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事及び全監事の報酬総額は、年間 700 万円以内とする。
 - 2 この法人の全評議員の報酬総額は、年間35万円以内とする。
 - 3 非常勤理事、監事に対する報酬は、別表2に定める額とする。
 - 4 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
 - 5 評議員選任・解任委員の報酬は別表3に定める額とする。
 - 6 第三者委員の報酬は別表4に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
 - 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与 規程別表 7-3 に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)は、別表5に定める額を支給 することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものと する。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった 立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準 として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月13日から施行する。

令和5年6月13日一部改訂

別表1 (評議員の報酬)

	報酬 (日額)	費用弁償費
評議員会への出席	10,000円	3,000円 (天草島内)
		5,000円(上記以外)

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

	報酬 (日額)
理事会等会議への出席	30,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000 円

(2) 理事

	報酬(日額)	費用弁償費
理事会等会議への出席	10,000円	3,000円 (天草島内)
		5,000円 (上記以外)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円	3,000円 (天草島内)
		5,000円(上記以外)

(3) 監事

	報酬 (日額)	費用弁償費
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円	3,000円 (天草島内)
		5,000円(上記以外)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円	3,000円 (天草島内)
		5,000円(上記以外)
野事野木。の山中	20,000円	3,000円 (天草島内)
監事監査への出席		5,000円 (上記以外)

別表3 (評議員選任・解任委員の報酬)

	報酬(日額)	費用弁償費
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円	3,000円 (天草島内)
		5,000円(上記以外)

別表4 (第三者委員の報酬)

	報酬(日額)	費用弁償費
苦情解決対応のための出勤及び	10,000円	3,000円 (天草島内)
第三者委員会への出席		5,000円(上記以外)

別表5 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実 費	15,000 円	15,000 円	実 費